



児童相談所と市区町村の協働推進のためのツール3

市町村支援担当児童福祉司の役割と働き方についてのガイドライン（案）

全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）が策定された。この中で、市区町村における相談支援体制・専門性の強化を図ることを目的として、児童相談所に、市区町村を支援するための児童福祉司を配置することが明示された。

既に「子ども虐待対応の手引き」（厚労省平成25年8月改訂版）および「児童虐待に係る児童相談所と市区町村の共通リスクアセスメントツールについて」（厚労省平成29年3月）等でも児童相談所や市区町村の役割や連携の在り方について示されてはいるものの、実際には、自治体によって地理的状況や家族規範や支援リソースなど、家庭や支援者の置かれている環境も異なっており、児童相談所と市区町村の連携状況は様々である。それゆえに市区町村によつて必要とする支援の内容も少しずつ異なってくる。

本研究では、全国の児童相談所、市区町村の虐待対応を担当する組織に対し、協働状況について調査を行った。その結果、児童相談所と市区町村の協働状況には、おおきく5つのタイプがあることが示唆された。（複数のタイプを兼ね備えている自治体もある）

それぞれの協働状況と課題は以下の通り。

協働状況 1 協働のための基準や意思決定の手順が児相と市区町村の間で明確に定められていないが、担当者間で「顔の見える関係」があり、ケース数が多くないため、問題なくケース対応ができる

典型例 ・担当者間で顔が見える関係があり、適宜情報共有をしながら、一緒に家庭への支援や対応を進めている

課題 ・属性の高い意思決定と支援
・業務量が増えると機能しない

協働状況 2 市区町村は忙しさやスキル不足などの理由から稼働できていないが、児相が市区町村を支援し、一部のタスクを引き受けることで、必要な対応は問題なく行えている

典型例 ・児相「市区町村への事案送致は機能しないが、家庭への支援は問題なく進められている」
・市区町村「随時情報共有しているので、何かあれば児相が対応する」

課題 ・児相業務量が増えると機能しない
・市区町村担当者の経験スキルが増えない

協働状況 3 ある程度のケース数があり、協働のための基準や意思決定の手順が明確になっていない（または設定されていても現実的な内容になっていない）ため、業務が滞り、とにかく忙しく感じる

典型例 ・児相「とにかく忙しく、やるべきことができず、対応が後手にまわってしまう」
・市区町村「業務のため多忙で、必要な情報共有や会議ができない」

課題 ・都度確認調整が必要なため対応に時間がかかる
・現状の対応方法に必要な時間が確保できない

協働状況 4 協働のための基準や意思決定の手順を児相と市区町村の間で明確にし、高度に手順化することで対応している

典型例 ・アセスメントシートを共通利用し、コミュニケーションをとっている
・事案送致の基準や進め方についてルールを定めており、合同で研修などを実施

課題 ・業務量が増えると機能しなくなるリスク

協働状況 5 児相と市区町村間で基本的な考え方方が全く違うため、コミュニケーションが成立せず、情報共有・リスクすり合わせ・役割分担決めなどがうまくいかない

典型例 ・児相「市区町村が調査不足のまま応援を求めてくる」
・市区町村「ハイリスクだと伝えててもケースを引き受けてもらえない」

課題 ・リスクについて語る共通言語がない
・互いの背景についての理解が深まらない

本ガイドラインは、市区町村ごとに必要とする具体的な支援内容が異なっていることを前提として、市町村支援担当児童福祉司の役割を定めている。

市町村支援担当児童福祉司の役割

市町村支援担当児童福祉司の役割は、大きく次の3つである。

- 1 要保護児童対策地域協議会が円滑に運営されるための後方支援を行う**
- 2 事案送致の連絡等、児童相談所との連携をスムーズにするための調整窓口となる**
- 3 市区町村が行う子育て相談や子育て支援、虐待通告対応が効果的に行われるための技術的な援助を行う**

それぞれの役割において、具体的にどのような支援を行うかは、自治体の環境に応じて少しづつ異なる。以下に、支援の具体例を示す。

役割1) 要保護児童対策地域協議会が円滑に運営されるための後方支援を行う

- 例) ケースを持たない立場で、実務者会議や個別ケース検討会議に参加し、調整担当者による主担当決定を支援・調整し、ケースの進行管理を後方支援する。
- 例) 実務者会議開催前に調整担当者と、資料共有するケースと会議で協議すべきケースの優先順位づけ、会議時に必要な情報の確認、予測される意見への回答準備（リスクに対する具体的な対応策）などを行う。
- 例) 台帳の管理や運用の方法について検討や見直しを行う。
- 例) 管内の市区町村の調整担当者や組織長を招いて連絡会を開催する。連絡会の中で、モニタリング方法や業務で使用するシステムなど具体的な運営方法についての問題点や改善点を共有し、より良い進行に向けた仕組み化に関して各機関で学びあう場を設定する。

役割2) 事案送致の連絡等、児童相談所との調整をスムーズにするための調整窓口となる

- 例) 児童相談所から市区町村への事案送致、および、市区町村から児童相談所への事案送致の窓口対応を担う。
- 例) どのような事例が児童相談所から市区町村に事案送致になり、どのような事例が市区町村から児童相談所に事案送致すべきかについての基準について、関係機関間で合意する際の調整役となる（詳細は、添付の「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」参照）。
- 例)（協働状況1・2のように、現状、リスクアセスメントツールが共通運用されていない場合）児童相談所と市区町村間でスムーズにケースの受け渡しが行えるために、まずは互いのリスクアセスメントの考え方について知り、共通のリスクアセスメントツール運用に向けた準備・調整を行う。

役割3) 市区町村が行う子育て相談や子育て支援、虐待通告対応が効果的に行われるための技術的な援助を行う

① 担当者への研修実施

- 例) 共通の一時保護判断のためのリスクアセスメントシートの使い方について研修を行う。
- 例)（協働状況3のように、事案送致の基準や手順が明確に設定されていない場合）リスクについての基本的な考え方や主担当を判断するうえでの基準や事案送致の手順について研修を行う。

② 個別ケースの技術的助言・支援（個別ケースに対する恒常的なSVではない）

- 例) 管轄している市区町村を巡回訪問し、困難ケースについて、個別ケースの相談会を行う（協働状況2のように、市区町村担当者に経験が蓄積されていない場合については、特に検討を行うことが望ましい）。
- 例) 個別ケース検討会議にオブザーバーとして参加する。

市町村支援担当児童福祉司に期待される知識とスキル

先に示したように、市町村支援担当児童福祉司の役割は

1 要保護児童対策地域協議会が円滑に運営されるために企画運営の支援を行う

2 事案送致の連絡等、児童相談所との連携をスムーズにするための調整窓口となる

3 市区町村が行う子育て相談や子育て支援、虐待通告対応が効果的に行われるための技術的な援助を行う

であり、本来的には、市町村支援担当児童福祉司には、児童福祉に関する高い専門性と、実際に連携を体験し、連携先である市区町村の顔が見える程度の経験年数（中堅程度）が求められる。加えて、それぞれの役割を担うにあたって、期待される主な知識とスキルは次の通りである。

「役割1：要保護児童対策地域協議会が円滑に運営されるための支援を行う」「役割2：事案送致の連絡等、児童相談所との連携をスムーズにするための調整窓口となる」を担うのに期待される知識とスキル

- ・児童相談所と市区町村の業務の前提や基本的な考え方の違いについて理解していること
- ・虐待対応において、児童相談所と市区町村のそれぞれの業務の流れについて理解していること
- ・要保護児童対策地域協議会や市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能や役割について理解していること
- ・事案送致についての基準と手順、運用実態について理解していること
- ・それぞれの組織がどのような考え方と方法でリスクアセスメントを行っているかについて理解していること
- ・目的に沿って効果的に会議を進行するための知識とノウハウがあること

「役割3：市区町村が行う子育て相談や子育て支援、虐待通告対応が効果的に行われるための技術的な援助を行う」を担うのに期待される知識とスキル

- ・児童虐待への対応や子育て支援についての十分な経験や高い専門性があること
- ・児童相談所と市区町村の業務の前提や基本的な考え方の違いについて理解していること
- ・公的支援制度や担当する市区町村ごとの活用可能な社会資源についての知識があること
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能や役割について理解していること

市区町村に必要な支援を行ううえで必要な事前準備・有効な施策

児童相談所と市区町村の連携強化は、法律や指針に則って具体的な運用を設計するが、決定した運用が機能するためには、どちらか一方の意向でルールを決めるのではなく、双方で検討合意することが極めて重要である。そのため児童相談所と市区町村の調整窓口となる市町村支援担当児童福祉司は、実行可能で効果の高い運用が実現されるよう調整するために、事前に以下のような準備を行う必要がある。



支援にあたって必要な事前準備

Step0 各自治体との協働状況についてのおおよその状況を把握する

児童相談所と市区町村の協働状況には大きく5つの状況がある。（どれかひとつに該当するわけではなく、複数の状況を兼ね備えている場合がある）。所属組織と協働する組織が、どの状況に近いのかについて、チェックリストを使って把握することができる。チェックリストは、添付の「児童虐待対応における児童相談所と市区町村の協働 好事例集」を参照されたい。

Step1 各機関が、リスクアセスメントについてどのように考え、実際どのように対応しているかについて確認する

Step1は、リスクアセスメントの現状把握である。児童相談所と市区町村の間での意思疎通をスムーズに行うためには、それぞれの組織において、リスクアセスメントがどのように考えられ、実際どのような手順で行われているかについて知ることは極めて重要である。また、リスクアセスメントが機能するために、どのようなマネジメントが行われているかについても、併せて確認する必要がある。

Step2 児童相談所と市区町村の役割分担決めが、どのように双方の中で基準や対応手続きが手順化されているかについて現状を把握する

Step2は、役割分担決めに関する現状把握である。児童相談所と市区町村が具体的に連携協働する際、特に重要なのは、ケースの実態に応じて適切に役割分担を決めることである。役割分担は、個別ケースの状況に応じて、必要な支援や対応を決め、そのうえで主担当や支援体制を決定する必要がある。役割分担決めをスムーズに決定するためには、それぞれの機関の原則となる考え方や基準を明確にしておくことは、極めて重要である。

協働状況4のように、既に役割分担決めの基準や手順が定められている場合においても、実態としてどのように運用されているかを改めて把握する必要がある。

Step3 連携上の課題を整理しておく

Step3は、児童相談所と市区町村が円滑に連携、協働するうえでの課題を明確にすることである。Step1 Step2で収集した情報を踏まえて、現状、なにがうまくいって、なにがうまくいっていないのかについて、整理することが必要である。

協働関係1のように、現状問題ないと感じている組織においても、担当者の異動等が起こった場合や、今後通告件数が増えた場合にどのように対応するかについて事前に検討しておくことが有効である。



その他有効と考えられる施策（案）

役割1：要保護児童対策地域協議会が円滑に運営されるための後方支援を行う」において有効な施策

「ICT活用を検討する」

要対協の運営には、様々な機関に所属する多くの方との調整や情報共有が不可欠である。安全に機微な個人情報が共有ができる環境を担保することで、会議以外の場での情報共有が進み、より効率的な会議運営を行うことができる。要対協の体制や課題に応じたICT活用検討を行うことで、より効果的に要対協運営を支援することができる。

役割3：市区町村が行う子育て相談や子育て支援、虐待通告対応が効果的に行われるための技術的な援助を行う」において有効な施策

「研修内容の動画作成やアーカイブ配信などの手法を検討する」

内容に定期的な変更が生じにくいものや、対象や時期をずらして何度も行う必要がある研修は、動画作成やオンライン配信（e-learning）などの方法を検討することで、効率的に支援を行うことができる。特に管轄する市区町村の数が多い場合や、支援する担当者が多い場合に有効である。一自治体で導入を検討するよりは、地方単位などの共同利用などにより、なるべく自治体共同での研修予算確保と、地域文化を含むノウハウの共有を前提にした研修体制が望まれる。

「外部SVの起用を検討する」

専門職以外の職員や経験年数の比較的短い職員が市町村支援担当児童福祉司を担うなど、市町村支援担当児童福祉司が単独で市区町村に技術的な援助を行うことが困難な場合は、外部SVの起用について検討することが望ましい。適任者の不在など外部SVの起用も困難な場合には、複数の自治体でひとりの外部SVを共同で契約する、オンラインで遠方の外部SVに委託するなどの方法も考えられる。

9. 総合考察

児童虐待への対応には、立ち入り調査や一時保護などの強い権限責任を担っている児童相談所と、地域での支援を担う市区町村が、それぞれの特性を生かし協働することが極めて重要である。リスクの程度に応じて、市区町村と児童相談所が役割分担することについて、「子ども虐待対応の手引き」(厚労省平成25年8月改訂版)および「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」(厚労省平成29年3月)等で既に指針が示されている。しかし、自治体によって、地理的状況や支援リソースなどの環境が異なっていることもあり、個々のケースからどのようにリスクを判定し、役割分担を決めて支援を行うのかの運用は様々である。児童相談所と市区町村の協働実態が全国様々であることは既に知られていたが、どのような点がどのように違っているのかは明らかになっていなかった。そこで、本事業では、全国調査を実施し、データに即して全国の協働実態を明らかにした。

そのうえで、有識者を交えて議論し、どのような仕組みやルールが協働推進に効果が見込まれるかについて考察し、既に示されている連携に関する指針が、多様な自治体で実装していくための仕組みを検討した。

1) 全国調査

全国の児童相談所と市区町村で児童虐待対応を担当する部署に対し、連携を支える仕組みの整備状況と連携の実態について調査を行った。人工知能技術のひとつであるベイジアンネットワークと確率潜在意味分析を用いて、回答をパターン分けし、その関係性を解明することで、自治体の協働実態のタイプ分けを行った。回答のパターンはおおきく、児童相談所で4タイプ、市区町村で5つのタイプあり、いくつかの児相タイプと市区町村タイプの間のつながりが示されたことから、市区町村と児童相談所の協働状況を5つのパターンに整理した。

2) 有識者を交えたツールの開発

全4回委員会を実施し、全国調査の設計や調査結果を読み込み、ツールについての意見交換などを行なった。また、委員会前後には、メールを通じて、委員向けのアンケートや資料をやりとりすることで意見交換を行い、3つのツールを作成した。

<うまく協働できているとはどのような状態か>

児童相談所と市区町村の協働の目的は、「児童の安全を守り、健全な養育環境を保証する」ことにある。しかし、多様な担当者が多様なケースを取り扱う状況下において、協働によって「どのように子どもの安全が守られ、健全な養育環境をつくることが促進されているか」を測定することは難しい。そこで、本事業では、個別事例や担当者個人の違いなどの個別具体性からは一旦離れ、協働状況についての大まかな特徴とそのパターンを掴むことを念頭に調査を設計した。本調査では、児童虐待対応における協働を「情報共有」「リスク重篤度の認識合わせ」「役割分担決め」「役割分担に沿った対応」の4つのプロセス

に分け、それぞれどのような点がどの程度うまくいっているか、あるいはいっていないかについて調査を行った。ただし、「うまくいっている/いっていない」については回答者の主観を問うこととした。

調査の結果、「協働がうまくいっている」という回答は、「役割分担決めがうまくいくこと」と「自組織への事案送致がスムーズに実行されること」と密接に関係していることが分かった。また、回答者が「協働がうまくいっている」と回答するとき、実際の協働状況は、全く異なる複数の状況を含んでいた。しかも、複数の協働状況の中には、協働相手は「うまくいっていない」と感じているケースが含まれていることも示唆された。

例えば、調査の自由記述で多く見られた内容に次のようなものがあった。

市区町村からのコメント

「普段から児童相談所と密に連絡をしており、連絡すればすぐに児童相談所が対応してくれるので助かる。」

児童相談所からのコメント

「市区町村によっては、児童虐待対応は児童相談所の業務と認識しており、虐待通告があると調査やケースの精査をすることなく、連絡してくるので困る。」

これらの記述は、「協働状況 2：市区町村は忙しさやスキル不足などの理由から稼働できていないが、児童相談所が市区町村を支援し、一部のタスクを引き受けることで、必要な対応は問題なく行えている」を、市区町村側と児童相談所側から表現しているといえるだろう。

それでは、こういった協働状況がある場合、本来市区町村が担当すべきケースを直ちに市区町村に担当してもらえば、協働はうまくいくのだろうか。おそらく、そうともいえないだろう。「児童の安全を守り、健全な養育環境を保証する」という目的に照らし合わせると、現状のスキルや体制を前提として、あるべき協働状況について児童相談所と市区町村で協議をしながら、段階的に変化していく必要があると考えられる。（「本来あるべき分担」を急速にルール化しても、市区町村に対応できる体制やスキルがなければ、子どもが危険にさらされる可能性がある）

「協働がうまくいっている」という回答は、回答者の立場から見た主観的意見である。そのため、「協働がうまくいっている」という回答がなされている場合においても、必ずしも、児童の安全に寄与する協働がなされているとは限らない。この点が本研究で明らかになった重要なポイントであり、同時に、当初設定した評価基準の限界もある。

これに対して、「協働がうまくいっている」という回答と密接に関係している「役割分担決めがうまくいくこと」と「自組織への事案送致がスムーズに実行されること」は、子どもや家庭への具体的な支援において「誰が、何を行うのか」を明確にする事項であり、児童の安全に寄与するうえで非常に具体的で客観性の高い、重要なポイントである。そこで、本事業では「役割分担決め（ケースの主担当が変わる場合には、事案送致）」に焦点を絞って、指針が実装されるための仕組みを検討した。

<指針が運用するために何が必要か>

「子ども虐待対応の手引き」(厚労省平成25年8月改訂版)および「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」(厚労省平成29年3月)等で既に協働についての指針が示されている。ただし、個別ケースにおいて、どのようにリスクを見立て、役割分担を決めるかについては、不明確な自治体が多い。例えば、役割分担でケースの主担当が変わる際に行う事案送致について、回答者の約7割が「事案送致を行う基準や意思決定の手順が組織内で明文化共有されていない」と回答していた。

指針で定めた適切な役割分担（重篤ケースは児童相談所が担当し、地域支援が必要な比較的軽度のケースは市区町村が担当する）の基準が、個別ケースにおいても運用されるためには、児童相談所と市区町村で、具体的な基準に基づいて認識を揃え、業務の進め方を変えていく必要がある。認識を揃える際には、リスクアセスメントを共通化し、共通のリスクアセスメントに基づいてリスクについての認識をすり合わせることが有効であろう。ただし、設定した基準の妥当性については、リスクアセスメントとケース経過についてのデータを蓄積し、検証を行い、必要に応じて基準を見直す必要がある。特に、児童相談所と市区町村でリスクの重篤度についての認識が合わない場合は、エビデンスに基づいたふりかえりと協議が重要となる。

加えて、指針で定めた基準が具体的に運用されるためには、各自治体の運用や体制の現状について具体的な評価を行ったうえで、設計し直すことが重要である。具体的な基準を検討しても、その基準が現状の体制ですぐに運用できそうにない場合には、段階的に実現していくことを前提に、その実現プロセスについて検討するとよい。例えば、児童虐待対応における児童相談所と市区町村の協働好事例集の「IV. 協働体制の明確化の事例」の中に、次のような取り組み例がある。

（児童虐待対応における児童相談所と市区町村の協働好事例集より抜粋）

児相と市町村の合同ワーキングを実施し、市町村に事案送致するDV・面前暴力の内容をすり合わせ、年間の予想送致数も確認した。また「まずは月1件から、場合によっては協働で対応する」など、本格運用までの試行期間も設けた。

このように、協働において具体的な基準を設ける場合には、基準を設定することによってどのような業務がどのくらいの量で変化するのかを見立て、実行できる体制があるかを確認しながら検討する必要がある。直ちに運用が難しい場合には、段階的に実現していくことを前提に、そのプロセスについて検討を行うこととなる。

各自治体の体制や協働状況（各種指針の具体的な運用状況）が様々であることは、これまででも知られてきた。本事業では、全国調査の回答を、人工知能技術のひとつであるベイジアンネットワークと確率潜在意味分析を用いてパターン分けし、その関係性を解明することで、データに即して自治体のタイプ分けを行った。また有識者の知見を交えて、各自治体タイプの協働における課題や解決の方向性を示している。各種指針が個別ケースで運用されるために、協働にあたっての具体的な基準やその実現プロセスを検討する際には、本調査の知見を参照いただきたい。

<期待される今後の展開>

全国調査の回答内容を、確率潜在意味分析を用いてタイプ分けしたところ、おおきく児童相談所で4タイプ、市区町村で5つのタイプがあることがわかった。また、それぞれのタイプの属性や回答の特徴、ベイジアンネットワークを用いたタイプ間のつながりから、本事業では、児童相談所と市区町村の協働状況を、ケース数が増えるプロセスと関連づけて、5種類に整理した。

本調査から、ケース数が増える過程において、自治体が役割分担の基準や意思決定の手順をルール化することで、多くのケースに対応していることが見えてきた。特に、人口規模の大きな都市部などで、多くのケースに限られた人員体制で迅速に対応するためには、一時保護や事案送致などの判断基準や意思決定のプロセスをルール化し、そうした手続きを活用しながら効果的に協議を行う必要があることは明白である。なぜならば、現実として、このような自治体では、全てのケースに対して「ケースバイケース」で協議することに限界があるからである。

注意が必要なのは、「ケースバイケース」で協議できる体制がないにもかかわらず、一時保護や事案送致などの判断基準や意思決定のプロセスを明確に定めていない自治体である。ルールを定めていない場合においても、多くの自治体は、児童相談所と市区町村の間の暗黙知や不文律として、ある程度の基準を双方で持っている。ただし、この基準は明文化されていないため、状況によって流動的に判断された場合にもそれが客観視されにくく、各場面での判断に「忖度」が生じやすくなる。その結果として、「児童の安全を守り、健全な養育環境を保証する」という目的に沿った連携がなされない危険性がある。この点は、リスクマネジメントにおいて重要なポイントである。そのため、特に、非常に多くのケースを限られた人員体制で対応している自治体においては、一時保護や事案送致など、協働のための判断基準や意思決定のプロセスについてルールを設けることが求められる。

かねてより指摘されているように、そもそも児童虐待対応にあたる人的資源は不足している。多くのケースに対して適切な支援を行うためには、上記のような協働のためのルール化を行うことが必要であると同時に、人的資源の不足を解決することも必要であることを強調しておきたい。人的資源の不足に対する解決策を検討するにあたっては、人的資源がどの程度不足しているかを見積もるためのデータ（一人あたりの担当ケース数、および、1ケースあたりの業務量）が必要である。しかし、現在そのようなデータは蓄積されていない。今後はデータに基づいて踏み込んだ議論が行われることが求められるだろう。

役割分担の基準設定にあたっては、設定した基準が妥当であるかの検証が必要である。具体的には、リスクアセスメントとケースの経過についてのデータを蓄積し、設定した基準に沿った役割分担が、実際に「児童の安全を守り、健全な養育環境を保証する」という観点から有効に作用していたかを検証することで、より効果的な基準の見直しが実現され得る。また、エビデンスに基づいた知見を蓄積すれば、経験が十分でない支援者であっても、過去の知見を活かした意思決定や支援を行うことができる。データの蓄積や活用は、支援者の早期育成の観点からも有効である。

本調査で、協働の各プロセスにおける困りごとについて調査したところ、連絡や情報

共有についての手間や煩雑さを訴える回答が非常に多かった。また、児童相談所と市区町村の情報共有の手段についての設問では、「電話」が最も多く使用されており、ついで「対面での会話」であった。中核市と政令市の一では、府内 LAN や業務支援システムを通じた情報共有も行われていたが、多くの自治体では、電話をかけ、折り返しを待つといったコミュニケーションがなされていた。(県が設置した児童相談所と市町村は、管轄自治体が異なるため、個人情報保護条例や調整の難しさなどの問題から、府内 LAN や業務支援システムなどを直結（共有）することは非常に難しい。)

先の＜指針が運用するために何が必要か＞で述べたように、機関間で円滑に協働するためには、共通のリスクアセスメントに基づいてリスクについての認識をすり合わせる必要がある。リスクアセスメントなど定型化された事項を漏れなく迅速に共有する際は、ICT 技術などを用いた情報共有が有効である。また、ICT を用いた情報共有は、単に情報共有を円滑にするだけでなく、情報を蓄積し過去の知見の活用する際の基盤ともなる。本事業では、試験的に、ICT を用いた機関間で情報共有の方法についても検討を行った。

協働状況 4 のように、既にケース数が非常に多く、高度に手順化することで対応している自治体は、今後ケース数が増えるなど業務量が増加した場合、支援が滞ってしまう可能性が高い。そのため、特に協働状況 4 に該当する自治体については、人的資源の補充、ICT 活用を通じた業務効率化と過去知見の活用を検討することが求められるといえよう。

＜最後に＞

これまででも死亡事例検証などで、児童相談所と市区町村の間での情報共有やリスク認識の共有、役割分担のあり方についての問題点が指摘されてきた。その解決のためには「漏れない情報共有」「切れ目のない支援」「適切な役割分担」「より綿密な連携」などが必要だとされてきた。それでは、「漏れない情報共有」「切れ目のない支援」「適切な役割分担」「より綿密な連携」とは具体的には、どのようなことを指すのだろうか。各種ガイドラインなどで、国としての指針は示されているものの、現場で具体的なケースに落とし込んで判断することは容易ではない。

本事業では、全国の自治体において、協働のための体制や各種指針の具体的な運用状況が様々であることを、データに基づく分析によって明らかにした。そのうえで、有識者の知見を交え、協働状況にはどのようなパターンがあり、それぞれのタイプにおいて陥りやすい課題とその解決の方向性をまとめた。

すでに示されている全国共通の指針を、各自治体が個別ケースの判断につなげていくためには、各自治体が、自らの特徴や実態がどのパターンに該当するかを認識した上で、具体的な判断基準や意思決定の手順の精緻化・明確化を行う必要がある。例えば、情報共有についてであれば、「どんなケースの場合、どのような内容について、どのようなタイミングや頻度で共有するのか」について検討が必要である。あるいは、役割分担の決定についてであれば、「個別ケースに関する情報のどのような点をもって、ケースの重篤度を見立て、支援計画や役割分担を決定するのか」について検討する必要があるだろう。ただし、これらは一度議論すれば終わりではない。設定した基準で運用した後、データを元に、上手くいった点は継続し、上手くいかなかった点は改善するなどのアップデートを継続する必要がある。

本事業では、こういった検討や協議を行う際の前提情報や先行事例の知見を整理した。各自治体で、協働のための基準や意思決定手順について協議する際には、本調査報告に添付したツールや補足資料を参照され、データに基づいた、より実質的な連携体制構築の検討を進めていただくことを強く願う。

10. 引用文献

1. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」 平成 25 年 8 月改訂版.
2. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」 平成 29 年 3 月
3. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン) 平成 29 年 3 月改正
4. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」 平成 29 年 3 月改正
5. 厚生労働省 平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「里親担当児童福祉司、一時保護所の児童指導員等及び市区町村要保護児童対策調整機関職員の勤務実態・業務内容に関する調査研究」(国立研究開発法人 産業技術総合研究所)
6. 厚生労働省子ども家庭局「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン) 平成 31 年 2 月
7. 「児童虐待防止対策抜本的強化について」(平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)
8. A 県児童相談所作成「市町村への指導委託・事案送致の実務マニュアル」(仮称) (平成 30 年 3 月作成)
9. B 県児童相談所作成「児童相談所等の連絡・調整に関する基本ルール」(仮称) (令和元年 9 月作成)
10. 厚生労働省 平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けてスタートアップマニュアル」(日本大学)

11. 補足資料1 「調査設問票」

令和元年度 厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業
市町村の体制強化に関する研究調査（市町村支援児童福祉司、要対協、児童相談所と市町村の通告後の連携方策）

調査設問票

調査について

<調査概要>

本調査は、2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市町村の体制強化に関する研究調査（市町村支援児童福祉司、要対協、児童相談所と市町村の通告後の連携方策）」（厚生労働省、課題番号14）の一環で実施されるWebアンケート調査です。

<調査目的>

児童相談所と市区町村の連携において、どのような仕組みやルールが円滑な連携に影響しているかについての情報収拾を行います。

<調査内容>

本調査は、大きく3つのパートから構成されています。

I 自治体の状況

II 協働推進のための仕組みやルールの整備状況

III 協働状況（協働のどのような部分がどの程度うまくいっているか）

回答上の注意

<回答上の注意点>

本調査は、児童相談所と市区町村の連携実態についての調査です。

回答者が児童相談所所属の場合は、管内の市区町村との連携についてお答えください。

回答者が市区町村所属の場合は、地域を管轄する児童相談所との連携についてお答えください。

指定都市や中核市で児童相談所を設置している場合には、以下のことを念頭にご回答ください。

回答者が市役所所属の場合、市が設置する児童相談所との連携についてお答えください。

回答者が市設置の児童相談所所属の場合、区役所または市役所のいずれかで、日常的に連携が求められる組織との連携についてお答えください。

回答者が区役所所属の場合、地域を管轄する児童相談所との連携についてお答えください。

倫理的配慮について

<倫理的配慮事項>

本調査で得られたデータは全て対象機関/組織ごとに ID によって管理され、対象機関/組織が特定されないよう、結果は代表値で報告されます。また、本調査への不参加・回答しないことによる不利益はございません。回答のなかった対象機関/組織はすべて「無回答」として扱い、特定されない形式で扱います。結果は、「2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業市町村の体制強化に関する研究調査（市町村支援児童福祉司、要対協、児童相談所と市町村の通告後の連携方策）」（厚生労働省、課題番号 14）報告書内にてご報告いたします（2020年4月ごろ予定）。

<倫理審査>

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人間工学実験委員会 事前申請

整理番号：人 2019-985（新規）

実験課題名：児童虐待対応にかかる市町村の体制強化に関する研究調査

判定結果：人間工学実験審査申請非該当

以下、調査設問

I. 自治体の状況

設問1：ご回答者様の所属部署に該当するものを選択してください。（回答必須）

- 1) 児童相談所所属（要対協調整機関ではない）
- 2) 児童相談所所属（要対協調整機関）
- 3) 市区町村（役所）の担当課所属（要対協調整機関）
- 4) 市区町村（役所）の担当課所属（要対協調整機関ではない）
- 5) その他（ ）

設問2：児童相談所の場合には管轄地域の、市区町村の場合には当該市区町村の、平成31年4月時点の18歳未満人口をご入力ください。（回答必須）

（ ）人

設問3：指定都市や中核市に該当しますか？（回答必須）

- 1) 指定都市に該当
- 2) 中核市に該当
- 3) 指定都市にも中核市にも非該当（都道府県設置の児相も含む）

設問4：平成30年度の児童虐待相談対応件数は何件でしたか？（回答必須）

児童虐待相談対応件数：() 件

設問5：平成30年度、所属組織の虐待に関する台帳に載せて管理していた虐待対応件数は、年間何件ありましたか？平成30年度以前に受理し、継続対応中のケース（および、継続対応することになっていたケース）も含めて回答してください。（回答必須）

※27条1項2号の指導や、児相や市町村が行う継続指導などを念頭にご回答ください。

- 1) 200 ケース未満
- 2) 200 ケース以上 500 ケース未満
- 3) 500 ケース以上 1000 ケース未満
- 4) 1000 ケース以上 2000 ケース未満
- 5) 2000 ケース以上

設問6：児童や保護者への支援、関係機関との調整等の業務に従事する職員の人数を記載してください。（常勤・非常勤を問わない）（回答必須）

※児童相談所については一時保護所の職員を除いてください。

() 人

II. 協働推進のための仕組みやルールの整備状況

リスクアセスメントシートについて

設問7：ご回答者様の所属部署ではリスクアセスメントシートの運用をしていますか？（回答必須）

はい・いいえ

（設問7で「はい」と回答した場合のみ対象）

設問8：ご回答者様の所属部署ではリスクアセスメントを、業務フローのどのタイミングで運用していますか？運用しているものをすべて選択してください。

- 1) 緊急出動の要否判断
- 2) 一時保護の要否判断

- 3) 事案送致の要否判断
- 4) 家庭復帰の適否判断
- 5) その他 ()

(設問 7 で「はい」と回答した場合のみ対象)

設問 9：ご回答者様の所属部署で運用しているリスクアセスメントシートは以下のどれに該当しますか？運用しているものをすべて選択してください。

- 1) 「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」(厚労省)
- 2) 「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」(厚労省)
- 3) 独自に開発したアセスメントシート
- 4) その他 ()

(設問 7 で「はい」と回答した場合のみ対象)

設問 10：ご回答者様の所属部署で運用しているリスクアセスメントシートは、市区町村と児相間で共通利用されていますか？（回答必須）

※複数の自治体と協働している児童相談所で、自治体によって状況が大きく異なる場合には、「もっとも協働頻度の高い自治体」を念頭に回答してください。

- 1) すべてのリスクアセスメントシートを共通利用
- 2) 一部のリスクアセスメントシートを共通利用
- 3) 共通利用していない

(設問 7 で「はい」と回答した場合のみ対象)

設問 11：ご回答者様の所属部署では、リスクアセスメントシートの記入方法や運用についてのルールやガイドラインを設定していますか？（回答必須）

- 1) すべてのリスクアセスメントシートに対して設定
- 2) 一部のリスクアセスメントシートに対して設定
- 3) 設定していない

(設問 7 で「はい」と回答した場合のみ対象)

設問 12：ご回答者様の所属部署では、リスクアセスメントのデータを分析、活用していますか？（例：データから得た知見を支援に活用、予算要求の根拠にする）

はい・いいえ

(設問 7 で「はい」と回答した場合のみ対象)

設問 13：ご回答者様の所属部署におけるリスクアセスメントシートの運用実態について、最も近いものを次の選択肢から選んでください。（回答必須）

- 1) 厳密に運用し、ルールにあてはまらないものがある場合には、柔軟に対応している
- 2) 基本的にはルールに沿った意思決定がなされている
- 3) ほとんど運用されていない
- 4) 全く運用されていない

機関間協定書について

設問 14：児童虐待対応にあたって児童相談所と市区町村間で機関間協定書を結んでいますか？（回答必須）

- 1) 法的根拠を持つ書面として締結（公印を使用した公的な文書）
- 2) 法的根拠は持たないが覚書やガイドラインのような形態で締結
- 3) 締結していない

（設問 14 で「法的根拠を持つ書面として締結」または「法的根拠は持たないが覚書やガイドラインのような形態で締結」と回答した場合のみ対象）

設問 15：どのような内容の機関間協定書を結んでいるか概要をご入力ください。（記入例：連携協力を進めるため、必要な情報提供を行う場として、連携会議、実務者連絡会議、個別検討会議を開催する。）

- (・)
- (・)
- (・)
- (・)
- (・)

（設問 14 で「法的根拠を持つ書面として締結」または「法的根拠は持たないが覚書やガイドラインのような形態で締結」と回答した場合のみ対象）

設問 16：ご回答者様の所属部署における、機関間協定書の運用実態について、最も近いものを次の選択肢から選んでください。（回答必須）

- 1) 厳密に運用し、ルールにあてはまらないものがある場合には、柔軟に対応している
- 2) 基本的にはルールに沿った意思決定がなされている
- 3) ほとんど運用されていない
- 4) 全く運用されていない

児童相談所から市区町村への事案送致のルールについて

※複数の自治体と協働している児童相談所で、自治体によって状況が大きく異なる設問があった場合には、「もっとも協働頻度の高い自治体」を念頭に回答してください。

設問 17：児童相談所から市区町村への事案送致の判断基準について、明文化し、組織間で共有されていますか？（回答必須）

はい・いいえ

設問 18：児童相談所から市区町村への事案送致を、誰がどのように決定するかについて、明文化し、組織間で共有されていますか？（回答必須）

はい・いいえ

（設問 17、18 のどちらかに「はい」と回答した場合のみ対象）

設問 19：設問 17、18 で設定したガイドラインやルールが円滑に運用されるための研修やワーキンググループの実施状況について該当するものを選択してください。（回答必須）

- 1) 児童相談所と市町村合同で、研修やワーキンググループを実施している（実施した）
- 2) 児童相談所と市町村合同ではないが、ご回答者様の所属部署において研修やワーキンググループを実施している（実施した）
- 3) 研修やワーキンググループは実施していない

（設問 17、18 のどちらかに「はい」と回答した場合のみ対象）

設問 20：設問 17、18 で「はい」と回答したルールの運用実態について、最も近いものを次の選択肢から選んでください。（回答必須）

- 1) 厳密に運用し、ルールにあてはまらないものがある場合には、柔軟に対応している
- 2) 基本的にはルールに沿った運用がなされている
- 3) ほとんど運用されていない
- 4) 全く運用されていない

市区町村から児童相談所への事案送致のルールについて

※複数の自治体と協働している児童相談所で、自治体によって状況が大きく異なる設問があった場合には、「もっとも協働頻度の高い自治体」を念頭に回答してください。

設問 21：市区町村から児童相談所への事案送致の判断基準について、明文化し、組織間で共有されていますか？（回答必須）

はい・いいえ

設問 22：市区町村から児童相談所への事案送致を、誰がどのように決定するかについて、明文化し、組織間で共有されていますか？（回答必須）

はい・いいえ

（設問 21、22 のどちらかに「はい」と回答した場合のみ対象）

設問 23：設問 21、22 で設定したガイドラインやルールが円滑に運用されるための研修やワーキンググループの実施状況について該当するものを選択してください。（回答必須）

- 1) 児童相談所と市町村合同で、研修やワーキンググループを実施している（実施した）
- 2) 児童相談所と市町村合同ではないが、ご回答者様の所属部署において研修やワーキンググループを実施している（実施した）
- 3) 研修やワーキンググループは実施していない

（設問 21、22 のどちらかに「はい」と回答した場合のみ対象）

設問 24：設問 21、22 で「はい」と回答したルールの運用実態について、最も近いものを次の選択肢から選んでください。（回答必須）

- 1) 厳密に運用し、ルールにあてはまらないものがある場合には、柔軟に対応している
- 2) 基本的にはルールに沿った運用がなされている
- 3) ほとんど運用されていない
- 4) 全く運用されていない

要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）のルールについて

※要対協に関連する設問には、要対協調整機関であった場合も、調整担当としてではなく、援助を行う構成メンバーとしての視点でご回答ください。

※複数の自治体と協働している児童相談所で、自治体によって状況が大きく異なる設問があった場合には、「もっとも協働頻度の高い自治体」を念頭に回答してください。

設問 25：所属組織が担当するケースを、要対協にあげる基準は明示されていますか？（回答必須）

はい・いいえ

設問 26：所属組織が担当するケースのうち、何割を要対協にあげていますか？

- 1) 10割（すべて）
- 2) 8割以上（すべてではない）
- 3) 6割以上8割未満
- 4) 4割以上6割未満

- 5) 2割以上4割未満
- 6) 2割未満

設問 27：所属組織が担当するケースを、要対協にあげずに、児童相談所と市区町村で合同管理することはありますか？（回答必須）

はい・いいえ

（設問 27 で「はい」と回答した場合のみ対象）

設問 28：所属組織が担当するケースのうち何割を、要対協にあげずに、児童相談所と市区町村で合同管理していますか？

- 1) 10割（すべて）
- 2) 8割以上（すべてではない）
- 3) 6割以上8割未満
- 4) 4割以上6割未満
- 5) 2割以上4割未満
- 6) 2割未満

設問 29：要対協ケースにおいて、どのようなケースの場合にどの組織を主担当にするかについての基準が明文化され共有されていますか？（回答必須）

- 1) されている
- 2) されていない

設問 30：要対協ケースとして終結する基準について明文化され共有されていますか？（回答必須）

- 1) されている
- 2) されていない

所属組織における児童虐待ケースの終結基準について

設問 31：所属組織において、児童虐待ケースの対応の終結基準は明文化されていますか？
（回答必須）

※本設問でいう「終結」とは、積極的な連絡・訪問や介入が不要と判断される状態を想定しています。

はい・いいえ

（設問 31 で「はい」と回答した場合のみ対象）

設問 32：所属組織における児童虐待ケースの終結基準の運用実態について、最も近いもの

を次の選択肢から選んでください。（回答必須）

- 1) 厳密に運用し、ルールにあてはまらないものがある場合には、柔軟に対応している
- 2) 基本的にはルールに沿った意思決定がなされている
- 3) ほとんど運用されていない
- 4) 全く運用されていない

協働推進のための資源や環境について

設問 33：ご回答者様の所属組織または協働先の組織において、市町村の要対協調整担当者以外で、児童相談所と市町村の協働推進を担う担当者が配置されていますか？（他業務との兼務であっても可）（回答必須）

- 1) 配置されている（ケースを担当しない）
- 2) 配置されている（ケースの担当もする）
- 3) 配置されていない

（設問 33 で「配置されている（ケースを担当しない）」または「配置されている（ケースの担当もする）」と回答した場合のみ対象）

設問 34：設問 33 で回答した協働推進担当者の役割名称は何ですか？また具体的な業務内容について教えてください。

（例：市区町村コーディネーター、客観的な立場でケースの主担当を決定する）

役割名称：()
業務内容：()

設問 35：児童相談所と市町村での情報共有の手段として該当するもの全てを選択し、そのうち最も頻度の高いものに対して「最も利用」ボタンを選択してください。（回答必須）

- 1) 電話
- 2) メール（所内 PC から）
- 3) メール（組織が用意した携帯電話、タブレット、ノート PC などを使い、所外から）
- 4) SNS や LINE など個人アカウントのメッセンジャー
- 5) FAX
- 6) 対面で対話
- 7) その他 ()

設問 36：児童相談所と市区町村で会議を行う際、Skype、Zoom、テレビ会議システムなどを利用しますか？（回答必須）

- 1) 日常的に利用している

- 2) 時々利用している
- 3) 利用したことはあるが、ほとんど利用しない
- 4) 利用したことがない

III. 協働状況（協働のどのような部分がどの程度うまくいっているか）

・設問の構成について

以降の設問では、児童相談所と市区町村間の協働を、「情報共有」「リスクに対する認識合わせ」「役割分担の決定」「役割分担に沿った対応」のプロセスに分けて、協働状況についてお尋ねしています。

設問によっては、個別ケースにおけるケースワーカー同士のやり取りと要対協実務者会議におけるやり取りを区別してお聞きしております。

要対協に関連する設問には、要対協調整機関であった場合も、調整担当としてではなく、援助を行う構成メンバーとしての視点でご回答ください。

・回答にあたって想定する連携先について

回答者が児童相談所所属の場合は、管内の市区町村との連携についてお答えください。複数の自治体と協働している児童相談所で、自治体によって状況が大きく異なる設問があった場合には、「もっとも協働頻度の高い自治体」を念頭に回答してください。

回答者が市区町村所属の場合は、地域を管轄する児童相談所との連携についてお答えください。

指定都市や中核市で児童相談所を設置している場合には、以下のことを念頭にご回答ください。

回答者が市役所所属の場合、市が設置する児童相談所との連携についてお答えください。

回答者が市設置の児童相談所所属の場合、区役所または市役所のいずれかで、日常的に連携が求められる組織との連携についてお答えください。

回答者が区役所所属の場合、地域を管轄する児童相談所との連携についてお答えください。

個別ケースの情報共有について

設問 37：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間で、情報共有すべきケース/情報共有が不要なケースの基準は一致していますか？（回答必須）

- 1) 一致している
- 2) どちらかといえば一致している
- 3) どちらかといえば一致していない
- 4) 一致していない
- 5) どちらともいえない（理由：）

設問 38: 個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間でケース情報を共有する際、どのような項目や内容について共有すべきかについて、両組織の認識は一致していると感じますか？（回答必須）

- 1) 感じる
- 2) どちらかといえば感じる
- 3) どちらかといえば感じない
- 4) 感じない
- 5) どちらともいえない（理由：）

設問 39：個別ケースの対応において、意思決定や支援に必要な情報は、児童相談所と市区町村間で過不足なく共有されていますか？（回答必須）

- 1) 過不足なく共有されている
- 2) 概ね共有されている
- 3) 共有が不十分である
- 4) 共有がされていない
- 5) どちらともいえない（理由：）

設問 40：個別ケースの対応における、児童相談所と市区町村間での情報共有で、現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。

- 1) 電話がつながらず待つなど、情報共有のやり方に無駄が多い
- 2) 情報共有すべきケース数が多すぎて、負担が大きい
- 3) 多くの人と様々な情報共有をしなければならず、連絡や管理が煩雑で大変
- 4) （児童相談所の）担当者の異動等の際に、情報が引き継がれない
- 5) （市区町村の）担当者の異動等の際に、情報が引き継がれない
- 6) 児童相談所と市区町村間の担当者の専門性や役割の違いから、コミュニケーションが難しい
- 7) 特にない

8) その他 ()

設問 41：個別ケースの対応において、情報共有がうまくいくために行なっている独自の仕組みや工夫があれば、お聞かせください。

()

要対協実務者会議における情報共有について

※要対協に関連する設問には、要対協調整機関であった場合も、調整担当としてではなく、援助を行う構成メンバーとしての視点でご回答ください

設問 42：要対協実務者会議において、児童相談所と市区町村間で、情報共有すべきケース/情報共有が不要なケースの基準は一致していますか？（回答必須）

- 1) 一致している
- 2) どちらかといえば一致している
- 3) どちらかといえば一致していない
- 4) 一致していない
- 5) どちらともいえない（理由：）

設問 43：要対協実務者会議において、児童相談所と市区町村間でケース情報を共有する際、どのような項目や内容について共有すべきかについて、両組織の認識は一致していると感じますか？（回答必須）

- 1) 感じる
- 2) どちらかといえば感じる
- 3) どちらかといえば感じない
- 4) 感じない
- 5) どちらともいえない（理由：）

設問 44：要対協実務者会議において、意思決定や支援に必要な情報は、過不足なく共有されていますか？（回答必須）

- 1) 過不足なく共有されている
- 2) 概ね共有されている
- 3) 共有が不十分である
- 4) 共有がされていない
- 5) どちらともいえない（理由：）

設問 45：要対協実務者会議における、児童相談所と市区町村間での情報共有で、現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。

- 1) 情報共有に必要な資料や情報が揃っていない
- 2) 情報共有に必要な資料の準備が煩雑である
- 3) 情報共有すべきケース数が多すぎて、会議時間が長くなる（時間が足りない）
- 4) (児童相談所の) 担当者の異動等の際に、情報が引き継がれない
- 5) (市区町村の) 担当者の異動等の際に、情報が引き継がれない
- 6) 児童相談所と市区町村間の担当者の専門性や役割の違いから、コミュニケーションが難しい
- 7) 特にない
- 8) その他 ()

設問 46：要対協実務者会議において、情報共有がうまくいくために行なっている独自の仕組みや工夫があれば、お聞かせください。

()

個別ケース対応における、リスクに対する認識合せについて

設問 47: 個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間でケース情報を共有した際、ケースのリスク（重篤度）についての認識は合いますか？（回答必須）

- 1) 情報共有すれば、認識が合うことが多い
- 2) 情報共有し、適宜補足説明すれば、認識が合うことが多い
- 3) 情報共有や補足説明をしても、認識があつてているか不明なことが多い
- 4) 情報共有や補足説明をしても、認識が合わないことが多い

設問 48：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間でのリスクに対する認識合せはうまくいっていますか？（回答必須）

- 1) うまくいっている
- 2) どちらかといえばうまくいっている
- 3) どちらかといえばうまくいっていない
- 4) うまくいっていない
- 5) どちらともいえない（理由： ）

設問 49：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間でのリスクに対する認識合

わせで現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。

- 1) リスク認識合せをするのに時間がかかりすぎる
- 2) 情報共有や意見交換をする時間が取れない（忙しすぎる）
- 3) 児童相談所と市区町村間でリスクに対する基本的な考え方の違いが大きい、認識合せの難易度が高い
- 4) 児童相談所と市区町村間の担当者の知識や経験の差が大きく、コミュニケーションが難しい
- 5) 特にない
- 6) その他 ()

設問 50：個別ケースの対応において、リスクに対する認識合せがうまくいくために行なっている独自の仕組みや工夫があれば、お聞かせください。

()

要対協実務者会議における、リスクに対する認識合せについて

※要対協に関連する設問には、要対協調整機関であった場合も、調整担当としてではなく、援助を行う構成メンバーとしての視点でご回答ください

設問 51：要対協実務者会議において、児童相談所と市区町村間でケース情報を共有した際、ケースのリスク（重篤度）についての認識は合いますか？（回答必須）

- 1) 情報共有すれば、認識が合うことが多い
- 2) 情報共有し、適宜補足説明すれば、認識が合うことが多い
- 3) 情報共有や補足説明をしても、認識があつてあるか不明なことが多い
- 4) 情報共有や補足説明をしても、認識が合わないことが多い

設問 52：要対協実務者会議において、児童相談所と市区町村間でのリスクに対する認識合せはうまくいっていますか？（回答必須）

- 1) うまくいっている
- 2) どちらかといえばうまくいっている
- 3) どちらかといえばうまくいっていない
- 4) うまくいっていない
- 5) どちらともいえない（理由： ）

設問 53：要対協実務者会議において、児童相談所と市区町村間でのリスクに対する認識合せで現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタ

ンを選択してください。

- 1) リスク認識合せをするのに時間がかかりすぎる
- 2) 会議時間に対して、案件数が多く、情報共有や意見交換をする時間が取れない
- 3) 児童相談所と市区町村間でリスクに対する基本的な考え方の違いが大きい、認識合せの難易度が高い
- 4) 児童相談所と市区町村間の担当者の知識や経験の差が大きく、コミュニケーションが難しい
- 5) 特になし
- 6) その他 ()

設問 54：要対協実務者会議において、リスクに対する認識合せがうまくいくために行なっている独自の仕組みや工夫があれば、お聞かせください。

()

個別ケースにおける役割分担決めについて

設問 55：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間で役割分担を決める際、スムーズに役割分担が決まりますか？（回答必須）

- 1) どんなケースであってもスムーズに決まる
- 2) 重度ケースや軽度ケースであればスムーズに決まる
- 3) 重度ケースや軽度ケースであれば比較的スムーズに決まる
- 4) どんなケースであってもスムーズに決まらないことが多い
- 5) スムーズに決まることはない

設問 56：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間で決定した役割分担について、妥当な分担だと感じますか？（回答必須）

- 1) 感じる
- 2) どちらかといえば感じる
- 3) どちらかといえば感じない
- 4) 感じない
- 5) どちらともいえない（理由：）

設問 57：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間での役割分担決めはうまくいっていますか？（回答必須）

- 1) うまくいっている
- 2) どちらかといえばうまくいっている

- 3) どちらかといえばうまくいっていない
- 4) うまくいっていない
- 5) どちらともいえない（理由：）

設問 58: 個別ケースの対応における、児童相談所と市区町村間での役割分担決定において、現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。

- 1) 話し合いに時間がかかりすぎる
- 2) そもそも話し合う時間が取れない（忙しすぎる）
- 3) 児童相談所と市区町村間で、必要な対応に対する考え方方がずれることが多く、合意形成の難易度が高い
- 4) 対応できる人がいないなど人的キャパシティが制限となって、分担決めが難航する
- 5) 対応できるスキルのある人がいないなど担当者のスキルが制限となって、分担決めが難航する
- 6) 特にない
- 7) その他（）

設問 59 : 個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間で役割分担の決定がうまくいくために行なっている独自の仕組みや工夫があれば、お聞かせください。

（）

要対協実務者会議における役割分担決めについて

※要対協に関連する設問には、要対協調整機関であった場合も、調整担当としてではなく、援助を行う構成メンバーとしての視点でご回答ください

※ケース対応における役割分担決めを、要対協実務者会議ではなく、要対協のケース検討会議で行なっている場合には、ケース検討会議を念頭に回答してください。

設問 60 : 要対協実務者会議において、児童相談所と市区町村間で役割分担を決める際、スムーズに役割分担が決まりますか？（回答必須）

- 1) どんなケースであってもスムーズに決まる
- 2) 重度ケースや軽度ケースであればスムーズに決まる
- 3) 重度ケースや軽度ケースであれば比較的スムーズに決まる
- 4) どんなケースであってもスムーズに決まらないことが多い
- 5) スムーズに決まることはない

設問 61：要対協実務者会議において、児童相談所と市区町村間で決定した役割分担について、妥当な分担だと感じますか？（回答必須）

- 1) 感じる
- 2) どちらかといえば感じる
- 3) どちらかといえば感じない
- 4) 感じない
- 5) どちらともいえない（理由：）

設問 62：要対協実務者会議において、児童相談所と市区町村間の役割分担決めはうまくいっていますか？（回答必須）

- 1) うまくいっている
- 2) どちらかといえばうまくいっている
- 3) どちらかといえばうまくいっていない
- 4) うまくいっていない
- 5) どちらともいえない（理由：）

設問 63：要対協実務者会議における、児童相談所と市区町村間での役割分担決定において、現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。

- 1) 話し合いに時間がかかりすぎる
- 2) そもそも話し合う時間が取れない（忙しすぎる）
- 3) 関係機関間で、必要な対応に対する考え方がずれることが多く、合意形成の難易度が高い
- 4) 対応できる人がいないなど人的キャパシティが制限となって、分担決めが難航する
- 5) 対応できるスキルのある人がいないなど担当者のスキルが制限となって、分担決めが難航する
- 6) 特にない
- 7) その他（）

設問 64：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間で役割分担の決定がうまくいくために行なっている独自の仕組みや工夫があれば、お聞かせください。

（）

個別ケースにおける役割分担に沿った対応について

設問 65：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村で決定した役割分担が不明確

で、「いつ、どんなタイミングで、誰が、何をするのか」分かりにくいことがありますか？

(回答必須)

- 1) よくある
- 2) ときどきある
- 3) ほとんどない
- 4) 全くない

設問 66：個別ケースの対応において、児童相談所と市区町村間で決定した役割分担に沿った対応が、支援者側の要因によって、行えないことはありますか？（回答必須）

- 1) よくある
- 2) ときどきある
- 3) ほとんどない
- 4) 全くない

設問 67：個別ケースの対応において、決定した役割分担に沿った対応を行う上で現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。

- 1) 人手不足のため、決定した対応を行う時間がない
- 2) 支援者のスキル不足のため、決定した対応を行うことができない
- 3) 支援状況について組織間で情報共有されないため、協働が形骸化する
- 4) (児童相談所の) 担当者の異動等によって、情報が引き継がれず、やるべきことがうやむやになる
- 5) (市区町村の) 担当者の異動等によって、情報が引き継がれず、やるべきことがうやむやになる
- 6) 誰がいつ何をやるかが具体的に決まっておらず、対応がうやむやになる
- 7) 特にない
- 8) その他 ()

設問 68：個別ケースの対応において、決定した役割分担に沿った対応が確実に実行されるために行なっている独自の仕組みや工夫があれば、お聞かせください。

()

要対協実務者会議における、協働管理ケースの進行管理について

※要対協に関連する設問には、要対協調整機関であった場合も、調整担当としてではなく、援助を行う構成メンバーとしての視点でご回答ください

設問 69：要対協実務者会議において決定した役割分担が不明確で、「いつ、どんなタイミングで、誰が、何をするのか」分かりにくいことがありますか？（回答必須）

- 1) よくある
- 2) ときどきある
- 3) ほとんどない
- 4) 全くない

設問 70：要対協実務者会議において決定した役割分担に沿った対応が、支援者側の要因によって、行えないことはありますか？（回答必須）

- 1) よくある
- 2) ときどきある
- 3) ほとんどない
- 4) 全くない

設問 71：要対協実務者会議において決定した役割分担に沿った対応を行う上で現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。

- 1) 人手不足のため、決定した対応を行う時間がない
- 2) 支援者のスキル不足のため、決定した対応を行うことができない
- 3) 支援状況について組織間で情報共有されないため、協働が形骸化する
- 4) (児童相談所の) 担当者の異動等によって、情報が引き継がれず、やるべきことがうやむやになる
- 5) (市区町村の) 担当者の異動等によって、情報が引き継がれず、やるべきことがうやむやになる
- 6) 誰がいつ何をやるかが具体的に決まっておらず、対応がうやむやになる
- 7) 特にない
- 8) その他 ()

設問 72：要対協実務者会議において決定した役割分担に沿った対応が確実に実行されるために行なっている独自の仕組みや工夫があれば、お聞かせください。

()

児童相談所から市区町村への事案送致について

設問 73：児童相談所から市区町村間への事案送致はスムーズに実行されていますか？（回答必須）

- 1) 非常にスムーズに実行されている
- 2) どちらかといえばスムーズに実行されている
- 3) 混乱や負担はあるが問題なく実行されている
- 4) 混乱や負担が大きく実行に支障をきたしている
- 5) どちらともいえない（理由： ）

設問 74：児童相談所から市区町村間への事案送致において現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。

- 1) 忙しすぎて事案送致決定をするための会議を持つ時間がない
- 2) 児童相談所と市区町村間の意見が合わず、事案送致決定の合意形成が難しい
- 3) 事案送致決定後の事務手続きが煩雑すぎる
- 4) 特にない
- 5) その他（ ）

設問 75：児童相談所から市区町村間への事案送致がうまくいくために行なっている独自の仕組みや工夫があれば、お聞かせください。

（ ）

市区町村から児童相談所への事案送致について

設問 76：市区町村から児童相談所への事案送致はスムーズに実行されていますか？（回答必須）

- 1) 非常にスムーズに実行されている
- 2) どちらかといえばスムーズに実行されている
- 3) 混乱や負担はあるが問題なく実行されている
- 4) 混乱や負担が大きく実行に支障をきたしている
- 5) どちらともいえない（理由： ）

設問 77：市区町村から児童相談所への事案送致において現在困っていることを全て選択し、そのうち最も該当するひとつに「最も該当」ボタンを選択してください。

- 1) 忙しすぎて事案送致決定をするための会議を持つ時間がない
- 2) 児童相談所と市区町村間の意見が合わず、事案送致決定の合意形成が難しい
- 3) 事案送致決定後の事務手続きが煩雑すぎる
- 4) 特にない
- 5) その他（ ）

設問 78：市区町村から児童相談所への事案送致がうまくいくために行なっている独自の仕組みや工夫があれば、お聞かせください。

(

)

児童相談所と市町村間の連携全体について

設問 79：児童相談所と市区町村間の連携について、あなたの考えに最も近いものをひとつ選択してください。

- 1) 子どもの安全を守るために、最優先に取り組むべきだ
- 2) 子どもの安全を守るうえで、重要なことだ（最優先とまでは考えない）
- 3) 子どもの安全を守るために、やった方がいいことだ
- 4) 子どもの安全を守るうえで、やらなくてもいいことだ

設問 80：児童相談所と市区町村間での連携（全体）はうまくいっていますか？（回答必須）

- 1) 非常にうまくいっている
- 2) どちらかといえばうまくいっている
- 3) どちらかといえばうまくいっていない
- 4) 全くうまくいっていない
- 5) どちらともいえない（理由： ）

設問 81：児童相談所と市区町村間の協働についてのあなたの考えを自由に書いてください。

（例：現状について、課題について、最優先にやるべきことについて、今後のるべき姿について、など）

調査設問は以上です。

ご協力ありがとうございました。

12. 補足資料2「要保護児童対策地域協議会の効果的な運営のための方策について」

要保護児童対策地域協議会の効果的な運営の方策について

【背景】

近年、発生した児童虐待事案を踏まえ、取りまとめられた「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）の中においては、市町村の体制強化の必要性とともに、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の充実・強化を図るため、次のような施策に取り組むこととされている。

<「児童虐待防止対策の抜本的強化について」>

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(3) 市町村の体制強化

② 要保護児童対策地域協議会の充実・強化

- ・新プランに基づき、要保護児童対策地域協議会の調整機関における常勤の調整担当者について、2022年度までの全市町村配置に向け、支援の拡充を図るとともに、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉司等の配置を推進する。
- ・要保護児童対策地域協議会の効果的な運営ができるよう、ガイドラインを作成する。また、要保護児童対策地域協議会の運営方法や市町村における体制整備等について的確な支援が行うことができるよう、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉司に対し、研修を行う

本調査研究における調査結果や委員会での議論で得た示唆を踏まえ、要保護児童対策地域協議会（以降、「協議会」とする）が効果的に運営されるために必要な取組として考えられる内容について、別添のガイドラインのとおり、整理を行った。

<調査結果の概要>

○要対協へのケース登録

- ・所属組織で担当しているケースを要対協に登録する基準については約65%の回答者が「明示されていない」と回答した。所属組織で担当ケ

ースのうち何割を要対協に登録しているかについては、約半数が「8割以上」と回答している。一方で、児童相談所の 14.7%、市区町村の 11.9%は、所属組織で担当するケースの 2割未満しか要対協に登録していなかった。

○主担当機関の決定

- ・回答者の 83.3%が「要対協ケースで、どのような場合にどの組織を主担当とするかについての基準が明文化され共有されていない」と回答した。

○ケースの終結

- ・回答者の 78.9%が「要対協ケースとして終結する基準が明文化され共有されていない」と回答した。

○要対協の実務者会議の課題

- ・要対協実務者会議での情報共有における困りごとで、最も回答が多かったのは「情報共有すべきケース数が多すぎて、会議時間が長くなる（時間が足りない）」であった。
- ・要対協実務者会議でのリスク重篤度に対する認識合せにおける困りごとで、最も回答が多かったのは「会議時間に対して、案件数が多く、情報共有や意見交換をする時間が取れない」であった。

一部の自治体では、ケース数が多すぎるために実務者会議が書類（進行管理台帳）を読み上げるだけの場となっていると指摘しており、会議が形骸化している場合があると考えられる。一方で、主担当機関の決定やケースの終結について、手順を明示することや、会議の事前準備・議題設定を工夫している自治体もあった。

要保護児童対策地域協議会の効果的な運営のためのガイドライン

虐待を受けている子ども等の支援対象児童等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 第 2 項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護・支援を図るために、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることから、児童福祉法においては、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならないこととし、協議会は、支援対象児童等の適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うこととしている。

協議会の運営については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）を中心となり、関係機関等相互の連携や役割分担の調整を行うことが求められるが、単に関係機関が集まるだけの形式的な会議の場となってしまった場合、情報の交換や支援内容の協議が適切に行われないこととなることから、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」（平成 17 年 2 月 25 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「設置・運営指針」という。）に定める内容に加え、市町村は、下記に掲げる内容を参考として、協議会が効果的に運営するために必要な取組を進めるべきである。

なお、協議会の運営に当たっては、協議会の事務の総括や関係機関等の連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定することとしており、児童福祉法第 10 条の 2 に規定する拠点（子ども家庭総合支援拠点）が要保護児童対策調整機関を担うことが求められていることから、協議会を効果的に運営するための取組を進めることと併せて、子ども家庭総合支援拠点の設置により、体制整備を進めることが必要である。

（1）協議会の構成

協議会は、次のとおり、「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の 3 種類の会議（三層構造）で構成されることが想定されている。

この中でも、実務者会議は、適切な支援が滞りなく行えているかについて網羅的に確認する場であるため、取り扱うケース数が多い上、各ケースの支援方針や主担当機関、主たる支援機関等を決定する際には、関係機関における意見調整に時間を要することも考えられることから、適切な会議運営を行うために

後述するような工夫が求められる。

また、個別ケース検討会議は、支援が必要なケースについて、具体的な支援の内容が決定していない場合、速やかに開催することが求められる。医療機関なども含め、関係機関と考えられる機関に出席を求め、日程調整を行うとともに、関係者の参集が困難な場合、オンラインでのテレビ会議の実施の検討等が必要である。

なお、協議会は、このような三層構造の構成を形式的に遵守すればよいというものではなく、各市町村が地域の実情に応じ、どのような構成とすることがより効果的に協議会を運営することができるかを検討し、柔軟に対応することが望ましい。

(参考)

○代表者会議

地域協議会の構成員の代表者による会議。実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として開催される。

○実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議。実務者会議では、支援対象児童等に関する情報の交換のほか、全てのケースについて、定期的な状況のフォロー、主担当機関等の確認、支援方針の見直し等を協議する。

○個別ケース検討会議

個別の支援対象児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために開催される会議。

(2) 協議会への登録

児童福祉法においては、協議会の対象は、①要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）及びその保護者、②要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）及びその保護者、③特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）とされている。

具体的にどのような場合に「要保護児童」・「要支援児童」・「特定妊婦」に該当し、協議会に登録を行うのかという点について、リスクアセスメントの際の

具体的なチェック項目を関係者間で共有し、該当する場合、協議会に登録を行い、実務者会議等で取り扱うことを徹底する必要がある。

これは、リスクの高さや緊急性等についての認識を合わせることにもつながるものであり、具体的なチェック項目については、既に各自治体で整理されていると考えられるが、次のような既存のチェック項目についても改めて確認を行うべきである。

(項目の例)

- ・「養育支援訪問事業ガイドラインについて」(平成21年3月16日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の「支援の必要性を判断するための一定の指標」
- ・「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」(平成28年12月16日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長連名通知)の別表1・別表2・別表3
- ・「子ども虐待対応の手引き」(平成11年3月29日付厚生省児童家庭局企画課長通知)の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」
- ・「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」(平成20年3月14日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)の別表「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」

なお、協議会の実務者会議等で取り扱うべき事例にも関わらず、協議会への登録が行われていないことや、協議会での議論が十分に行われていない状況が見受けられることが多いケースとして、特に留意すべきケースは、次のとおりである。

<留意すべき事例①> 児童相談所が一時保護を行ったケース

一時保護を行ったケースについて、一時保護中は児童相談所が担当、その前後は市町村が担当することとし、協議会への登録を行わずに対応している場合がある。しかし、協議会において、一時保護を解除する際、解除後の対応をどのように行うかといった協議が必要であるほか、一時保護中であっても、保護者への対応や、きょうだいの一方のみが保護された場合における家庭にいるきょうだいへの対応等も含め、家庭に対する支援について、協議会で協議を行う必要がある。

<留意すべき事例②> 特定妊婦のケース

特定妊婦のケースについて、母子保健主管課のみで対応している場合や、母子保健主管課と児童福祉主管課の間で特定妊婦に該当するか否かの認

識が異なる場合等において、協議会に登録されるべきケースが協議会で取り扱われていないことがあるが、出産前から出産後の支援等について協議会で協議を行い、妊娠期から子育て期までの長期的視野をもった対応を検討するなど、適切な支援につなげていくことが必要である。

＜留意すべき事例③＞ 転居のケース

転居を行ったケースについては、他の市町村へ転居等により、関わりを持つ関係機関が変わることから、必要な支援が切れ目なく行われるよう、適切な引き継ぎを行うとともに、転居先の市町村においても、速やかに協議会への登録を行い、協議会において、必要な情報の交換や関係機関の役割分担の確認等を行うことが必要となる。

（3）役割分担を決定する基準の設定

児童相談所と市区町村の役割分担の考え方については、「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」（平成29年3月31日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）の記載上の留意点」において、次のように記載されている。

＜児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）の記載上の留意点＞

【基本的な役割分担の考え方】

○市町村を中心に対応

- ① 虐待に至る可能性のある要因を抱えた子どもや保護者への支援
- ② 軽度から中度の虐待ケースにおける在宅指導、支援

○児童相談所を中心に対応

- ① 虐待に起因する行動面や心理面の問題が生じている子どもへの支援
- ② 出頭要請等、子どもの安全確認のための緊急対応
- ③ 保護者からの分離による支援が必要な子どもの保護
- ④ 児童福祉法第27条による措置や児童相談所による各種判定を必要とする子どもと保護者への対応

こうした考え方に基づき、個別のケースに対して、児童相談所と市町村の役割分担の決定を行うことが考えられる。さらに、どのような場合に軽度から中度の虐待ケースと評価するかといった点について、評価方法を共通化することが有効である。ただし、評価方法を共通化した場合においても、個々のケースの評価が直ちに一致するものではなく、自動的に役割分担が決まるものとは言えない。このため、役割分担に関する基準を設定した後も、個別のケースについて、それぞれのアセスメントの結果に照らし、協議を行うことが前提となる。

また、個別のケースについて、リスクの評価に齟齬が生じた場合等の協議や意思決定の手順について、担当者の判断による属人的なものではなく、組織的に対応を行う環境整備が必要となる。

こうした取組を行った上で、実務者会議において、個別のケースに関する情報の交換や支援内容の協議を行い、ケースごとに、主たる支援機関を決定するとともに、児童相談所と市町村のいずれかを主担当機関として決定することが必要である。

さらに、主担当機関や関係機関の役割分担を決定する際には、次の点についても合わせて共有することが必要である。

- ・どのような状態になったら、どのように行動をするかといった具体的な基準と具体的な行動の内容
- ・家庭の状況変化の有無を把握する体制

※ 把握したい情報の内容によって、児童相談所の方が把握しやすいものと市町村の方が把握しやすいものがあるため、関係機関の特性を活かした体制づくりが望まれる。情報項目ごとの情報収集の容易性については、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究」を参照されたい。

(参考)

主たる支援機関：支援対象児童等に対して、必要な支援を主に行う機関

主担当機関：児童相談所又は市町村のうち、ケースの進行管理を行う機関

(※) 上記のような個別のリスク評価による判断のほか、例えば、都道府県と市町村の間で協議を行い、泣き声通告やDVに関する通告を契機として対応することとなった事案は、通告受理機関がどこかに関わらず、市町村が担当することとしている例などがあり、事案の種類により、役割分担を決めておくことも考えられる。

(4) 終結を行う基準の明確化

要保護児童対策地域協議会の設置・運営指針の第3章「5. 支援の終結」において、協議会の進行管理における「終結判断の目安（例）」が示されている。進行管理の終結基準に関する具体的な運用の定めがない場合、例えば、児童虐待の事案で子どもの安全が確保されているとは言えないケースが協議会の登録から外れてしまうことや、支援の必要性が乏しいケースが協議会で管理され続けることにより、協議会の進行管理が形骸化してしまうことも考えられるため、支援の終結に関する具体的な基準を設定する必要がある。

＜要保護児童対策地域協議会による進行管理の終結判断の目安（例）＞

- ①虐待の疑いで、子どもの権利の観点から十分な調査をした結果、支援の必要がないと判断したとき
- ②支援により状況が改善し、継続した支援の必要がないと判断したとき
※ 「とても安定している、情報の変化はほとんどない」状態が6か月以上続いた時点で情報収集し、変化がなければ終結とする。
ただし、虐待の緊急度が最重度・重度ケースは、継続管理、特定妊婦及び乳幼児のケースは、最低でも3歳まで継続管理を行うとともに、子育て世代包括支援センターなどもが所属する地域の各支援機関、並びに保育所や幼稚園、学校等子どもが家庭外で生活する場がある場合は、これらの関係機関に対し、子どもや家庭に気になる事象が発生した場合には、遅滞なく要保護児童対策地域協議会に相談・通告を行うよう依頼する。
- ③心配要素はあるが、他機関での支援とケース管理ができ、引き継ぎ終えたとき
※支援・管理を依頼した関係機関には、状況が変化したときには連絡を入れてもらい、再受理・対応ができる旨を伝える
- ④管轄外への転居（情報提供を行い、当該の自治体等へ移管する）
- ⑤子どもが満18歳に達した場合で、必要に応じた適切な支援機関に引継ぎ終えたとき
- ⑥養子縁組等により親子分離され、家庭復帰の可能性がない場合で、保護者支援が不要と判断されたとき
- ⑦子どもが死亡したとき
- ⑧その他（相談種別の変更など）

※ 「⑦子どもが死亡したとき。」は、死亡した子どものケースを終結するという意味であり、当該子どものきょうだいがいる場合、きょうだいについても機械的に事案の終結を行うというものではない。

上記8つの項目は一つの目安であるが、これを参考に、具体的な終結基準を明文化すべきである。例えば、目安（例）の②を例にとれば、「とても安定している、情報の変化はほとんどない」状態については、具体例や例外的に注意が必要な例について、あらかじめ関係機関で認識を共有するなど、事例を積み上げておくことが望ましい。

また、設定した基準に基づき、ケースを終結する際には、その根拠や意思決定の背景も添えて、終結することについて、実務者会議（個別ケース検討会議を含む。）等で関係機関に協議又は報告を行うことが必要である。

（5）実務者会議の効果的な運営

実務者会議は、全てのケースを対象として、定期的な状況のフォロー、主担当機関等の確認、支援方針の見直し等を協議する場であり、主たる支援機関や主担当機関の決定など、関係機関との意見調整を要する内容も取り扱うことから、円滑に会議を運営するための工夫が必要である。

○議題の整理

実務者会議において、ケースの進行管理に必要な情報を漏れなく共有するためには、主たる支援機関からの報告のほか、機械的に確認や報告を行うべき事項をあらかじめ定めてことが考えられる。

<確認・報告事項の例>

- ・乳幼児健診の受診状況や受診結果などに関する事項（訪問の拒否や発育状態等を含む）
- ・DVに関する事項

その上で、実務者会議において必要な情報の交換を行うために、会議の場で確認・報告を行う内容や、事前の資料送付等で共有を行う内容について整理しておく必要がある。このため、協議会の調整担当者は、事前に情報収集を行った上で、新規のケースや継続のケースといった分類だけではなく、会議の場で議論を行う必要があるケース、資料を配布するだけでなく、口頭で重要なポイントや補足の説明を行うことが必要なケースなど、各ケースを分

類し、整理を行うことが求められる。

(※) 調整担当者：協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、関係機関等との連絡調整を行う者

○事前の情報収集や資料作成

議題の整理を行い、会議での議論を深めるためにも、各ケースの事前の情報収集は不可欠である。関係機関から必要な情報を確實に収集するには、照会したい情報を明文化し、チェックリストなどの形式にしてから、情報を集めることが効果的である。

リスクアセスメントツールを共通化している場合には、進行管理台帳等にリスクの評価を記載することにより、リスクの評価に関する認識が共有され、円滑に議論を進めることができる。

○会議当日の進行

実務者会議の主たる機能として、主たる支援機関と主担当機関を決定し、どの機関がいつまでに何をするかといった具体的な対応を明確にすることが求められる。具体的には、各ケースについて、関係機関が知り得た情報を共有し、これまでの経緯や家庭環境等を踏まえ、支援内容を決定し、その支援を実行するために適切な主たる支援機関と主担当機関を決定する。

この際、各ケースの主担当機関について、児童相談所と市町村のどちらが担うべきかという点については、前述した「(3) 役割分担を決定する基準の設定」が参考となる。

(※) 議論の順序や時間配分は、会議の方針や狙いに沿って、自治体ごとに工夫することが望ましい。例えば、実務者会議で議論を深めるために、重点的に議論したいケースを会議の前半に、情報共有のための報告のみを行うケースを会議後半に取り扱うことや、関係者が集まりやすくするために、地域別に会議の開催時間を分けて、参加者を入れ替える形で会議を行うこと等が考えられる。

○実務者会議での決定事項が適切に実行されるための工夫

実務者会議での決定事項について、参加者それぞれで認識の齟齬がないよ

う、決定事項の概要が分かる資料を作成し、個別のケースごとの支援方針と関係機関の役割分担について、「いつまでに、誰が、どのように行うか」を具体的に書面に残すこと（会議録等の形式で共有される場合を含む。）が有効である。

（6）児童福祉法等の一部改正

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において、次の内容が規定され、令和2年4月1日から施行されることから、こうした規定に基づき、協議会の仕組みを適切に活用した取組を進めることが求められる。なお、児童が転居する場合の措置については、児童相談所の管轄区域内の転居の場合であっても、他の市町村への転居等により、関わりを持つ関係機関が変わることから、必要な支援が切れ目なく行われるよう、協議会において、改めて情報の交換や関係機関の役割分担等を確認することが必要となる。

○要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務

関係機関等は、児童福祉法第25条の3第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

○児童が転居する場合の措置

児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。